

第6期大府市障がい福祉計画
第2期大府市障がい児福祉計画

令和3年3月

はじめに



大府市長 岡村 秀人

人口減少や少子高齢化、核家族化の進展による地域社会や家族形態の変化等に伴い、福祉に対するニーズはますます複雑化、多様化しております。障がい福祉の分野においても、障がい者の高齢化と障がいの重度化・多様化に対応した支援や増加する医療的ケア児や発達が気になる子どもへの切れ目のない一貫した支援、住み慣れた地域における自立と社会参加の促進など、障がいのある人が自分らしく地域で暮らせる環境づくりがより一層求められています。

国においては、平成25年に障害者総合支援法を、平成28年に障害者差別解消法を施行し、令和3年4月には、地域福祉における複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため改正社会福祉法を施行するなど、地域共生社会とノーマライゼーション社会の実現に向けた法制度改正が進められています。

本市では、県内で最も早い大府市自立支援協議会の設置、福祉と教育の相談支援機能を集約した「ふれ愛サポートセンタースピカ」の開所、企業、学校、福祉事業所による大府市障がい者雇用事業所連絡協議会の設立、障がい者の制作した美術作品等の展覧会である「パラアートおおぶ」の開催など他市にはない独自の取組を進めてまいりました。さらに、平成30年度から令和2年度まで（第5期計画期間中）の主な取組としましては、平成30年度には、市内で2か所目の発達支援センター「みのり」の開所、令和元年度には大府市手話言語条例の制定、令和2年度には個別支援給付型地域活動支援センター事業の実施など、障がいのある人が自分らしく地域で暮らせるまちづくりを進めてまいりました。

令和2年度に策定した本市のまちづくりの方向性を示す第6次大府市総合計画や、地域福祉のあり方を示す第2次大府市地域福祉計画など、本計画の上位計画も踏まえて、今後も本計画に基づき、障がいの有無に関わらず、地域社会の中で支え合いながら、障がい者が自分らしく生活することができるまちの実現に向けたまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました大府市自立支援協議会をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

目 次

第1章 第6期大府市障がい福祉計画・第2期大府市障がい児福祉 計画の概要

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	2
3	基本理念	3
4	計画の期間及び見直しの時期	4
5	計画の進捗管理	4

第2章 障がい者等の現状と見込み

1	身体障害者手帳所持者の推移	5
(1)	障がい別	5
(2)	等級別	5
2	療育手帳所持者の推移	6
3	精神障害者保健福祉手帳所持者の推移	6
4	自立支援医療費（精神通院）受給者の推移	7
5	難病患者等の推移	7
6	障がい者数の将来予測	8

第3章 地域生活に向けた取組

1	障がい福祉施設入所者の地域生活への移行	9
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	14

第4章 障がい者の就労

1	障がい福祉施設から一般就労への移行等	16
2	障がい者雇用の促進	17
3	障がい福祉施設の工賃向上	18
4	農福連携の促進	18

第5章 障がい者の支援体制の充実に向けた取組

1	相談支援体制の充実・強化等	19
2	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	20

第6章 障害福祉サービス等の見込み

1	障害福祉サービス等	21
(1)	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、 同行援護、行動援護）	23

(2) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練）	24
(3) 日中活動系サービス（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）	25
(4) 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援、短期入所、療養介護）	26
(5) 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助）	27

第7章 地域生活支援事業

【必須事業】

1 理解促進研修・啓発事業	28
2 自発的活動支援事業	28
3 相談支援事業	29
4 成年後見制度利用支援及び法人後見支援事業	29
5 意思疎通支援事業	30
6 日常生活用具給付事業	31
7 手話奉仕員養成研修事業	32
8 移動支援事業	33
9 地域活動支援センター事業	34

【任意事業】

1 日中一時支援事業	35
2 訪問入浴サービス事業	36
3 身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	36
4 身体障がい者自動車改造費助成事業	37
5 自立支援協議会	37

第8章 障がい者のくらし

1 社会参加を支える取組	39
2 コミュニケーションの支援	39
3 居住の支援	40
4 障がい者の権利擁護	40
(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業	40
(2) 障がい者差別の解消	41
(3) 障がい者等の虐待防止	42
(4) 意思決定支援の促進	43
5 災害時の支援	43
6 感染症への対策	44

第9章 障がい児支援の現状と見込み 【障がい児福祉計画分】

1 障害児通所支援等	45
（1）児童発達支援	46
（2）医療型児童発達支援	48
（3）放課後等デイサービス	49
（4）保育所等訪問支援	50
（5）居宅訪問型児童発達支援	50
（6）障害児相談支援	51
2 重症心身障がい児と医療的ケア児への支援体制	52
（1）重症心身障がい児への支援体制	52
（2）医療的ケア児への支援体制	52
3 子ども・子育て支援	53
（1）各施設における発達が気になる児童の受入状況	53
（2）障がい児の保護者支援	55
（3）今後の取組	56
4 発達が気になる児童への支援体制	56
（1）これまでの取組	56
（2）今後の取組	57
5 障がい児支援の提供体制の整備等	57

第10章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画期間中の取組

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画期間中の取組事項	58
--------------------------------	----

資料編

1 策定の体制	59
2 策定の経過	61

本計画における文中の表記について

○「障がい」について

「障がい」は、ひらがな表記にしています。ただし、法律名や過去の計画名等の固有名詞のみ、従来どおり「障害」と表記しています。

○「現在」について

「現在」は、令和2年9月末を表しています。

第1章 第6期大府市障がい福祉計画・第2期大府市障がい児福祉計画の概要

1 計画策定の目的

本市においては、平成18年度に施行された障害者自立支援法（平成25年4月から障害者総合支援法施行）により、平成19年3月に「第1期大府市障害福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、以来5期にわたって障害福祉計画を基に障害福祉サービスや地域生活支援事業によるサービスの提供体制を整備し、それらを円滑に実施するために取り組んできました。また、障害福祉サービスの利用者数は増加傾向にあるため、必要なサービスの量と種類の整備に努め、利用者負担の軽減策やサービス提供事業者への支援等もあわせて進めてきました。

平成30年3月には、これまで障がい福祉計画に内包されていた児童福祉法に基づく障がい児福祉計画について、障がい児支援の提供体制をより計画的に確保するため、「第1期大府市障がい児福祉計画」を策定しました。

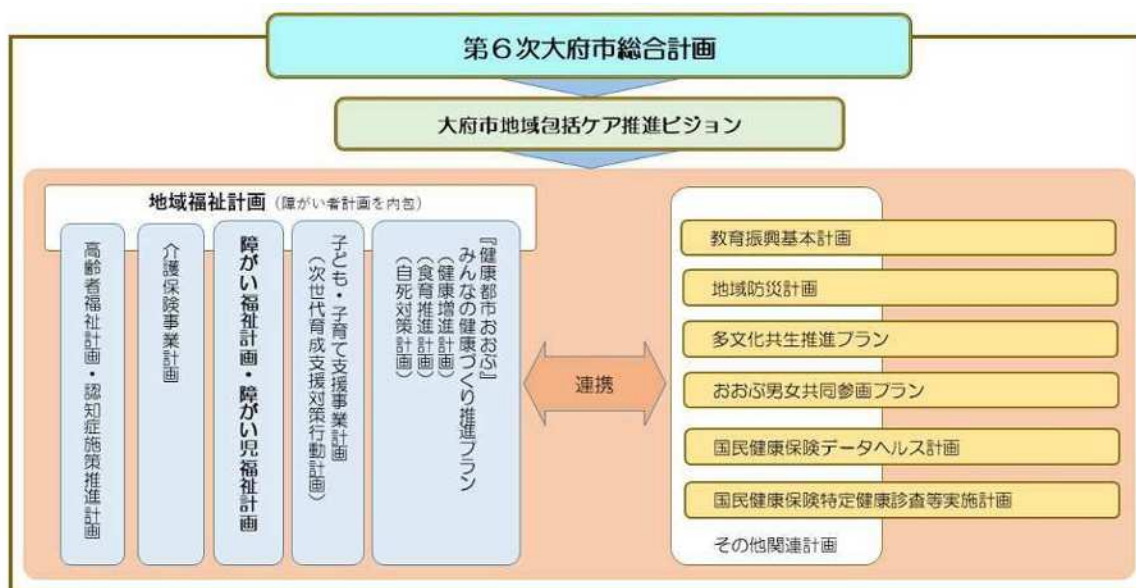
一方、本市における障害者計画は、平成11年度から22年度までの12年間を計画期間とする「大府市総合保健福祉計画」を平成10年度に策定し、平成18年3月に同計画の見直しを行い、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「大府市総合保健福祉計画後期計画2006－2010」を後期計画として策定しました。平成22年3月には大府市地域福祉計画（計画期間平成22年度から令和2年度まで）を本市の障害者計画を内包して策定しました。令和2年3月には、令和2年度から令和12年度を計画期間とした「第2次大府市地域福祉計画」を策定し、「大府市障がい者計画」を内包した形で位置付けています。

今後、障がい者支援を効果的に推進していくために、令和5年度を目標年度とする「第6期大府市障がい福祉計画」（以下「第6期計画」という。）及び「第2期大府市障がい児福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を「第2次大府市地域福祉計画」に示された基本理念をもとに策定しました。

2 計画の位置付け

本市では、令和元年度に策定した「第2次大府市地域福祉計画」において、障がい者等に関する部分を障害者基本法に基づく障害者計画とし、障がい者等の福祉施策に関する基本方針や事業の方向性を定めています。

障害福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づいて、障害福祉サービス等の見込量及び提供体制の確保策等を定める実施計画に位置付けています。



【障害者計画と障害（児）福祉計画の比較】

項目	障害者計画	障害（児）福祉計画
計画の名称	大府市地域福祉計画に内包 (障がい者に対する施策)	大府市障がい福祉計画 大府市障がい児福祉計画
根拠となる 法令	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
計画の性格	ライフステージを視野に置き、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	各年度における障害福祉サービス等及び障害児通所支援の必要な見込量及び提供体制の確保に向けての具体的方策を定める計画
各計画において定める 事項	基本理念である「みんな笑顔で ともに支え合うまち おおぶ」の実現に向けた、地域の階層イメージと8つの施策	①各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援並びにこれを確保するための方策 ②地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 ③その他障害福祉サービス及び障害児通所支援又は相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項
計画期間	11年間	3年間

3 基本理念

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がい者、障がい児及び難病患者等（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図るために、支援体制の確立を推進します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲は、18歳以上の身体障がい、知的障がい及び精神障がい並びに難病患者等、又は障がい児とし、各障がいの種別に伴うサービス内容の格差を是正し、均一で公平なサービスの提供を推進します。

(3) 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等が地域で自立した生活を送ることができるよう、入所や入院からの地域生活への移行、地域生活を継続するための支援、就労支援等の課題に対応したサービスを提供する基盤整備を推進します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が地域の一員として主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや障がい分野以外の公的サービス及び地域の社会資源等のインフォーマルな支援の活用により、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、個々のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供するため、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関による連携体制の整備を推進します。また、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）により、障がい児を含めた全ての児童が共に成長できるよう、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにするための障がい児支援の提供を推進します。

(6) 障がい福祉人材の育成と確保

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保と併せて人材育成と確保のための取組を推進します。

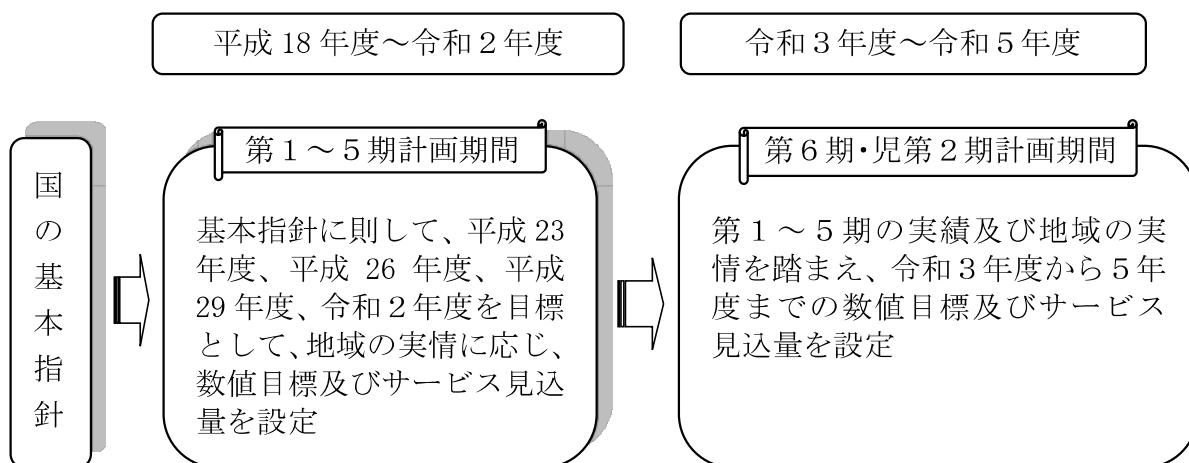
(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者等が文化芸術を観賞し、又は創造や発表等の多様な活動等をする機会を確保を通じて、障がい者等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

4 計画の期間及び見直しの時期

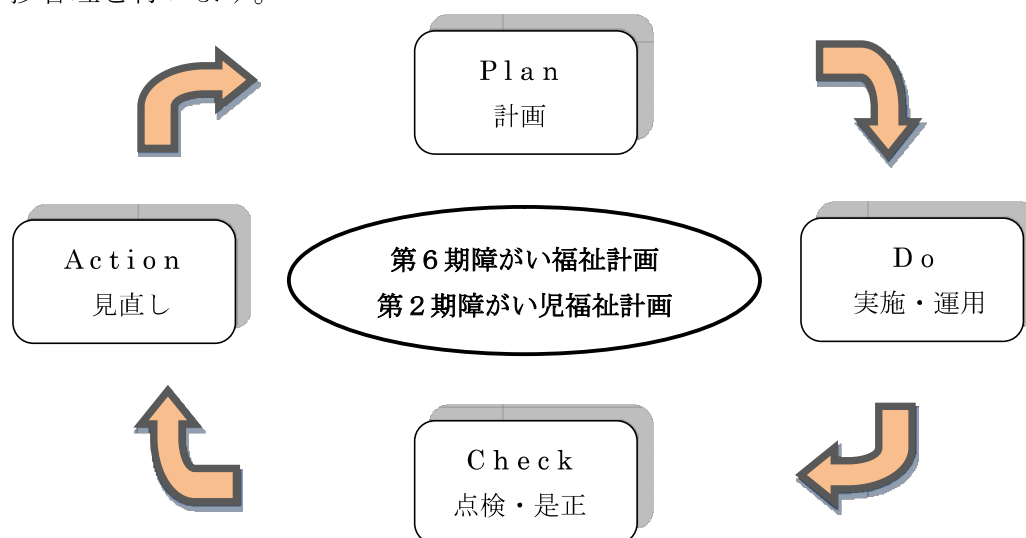
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、3年を1期として作成します。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画（計画期間：平成30年度から令和2年度まで）の実績、進捗状況等の分析を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



5 計画の進捗管理

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の推進については、障害者総合支援法の改正に伴い、PDCAサイクルを導入し、計画について定期的に調査、分析、評価を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。また、大府市自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）から意見を聴取しながら計画の進捗管理を行います。



第2章 障がい者等の現状と見込み

1 身体障害者手帳所持者の推移

(1) 障がい別

障がい部位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
肢 体	1,354 (35)	1,332 (40)	1,222 (35)	1,215 (38)	1,213 (40)	1,185 (40)
視 覚	122 (3)	126 (3)	126 (3)	125 (4)	121 (3)	116 (4)
聴 覚 平衡機能	268 (10)	270 (7)	286 (11)	292 (14)	292 (16)	280 (16)
音 声 言 語	23 (0)	23 (0)	18 (0)	21 (0)	23 (0)	28 (0)
内 部	772 (15)	771 (17)	722 (13)	728 (13)	736 (12)	785 (13)
合 計	2,539 (63)	2,522 (67)	2,374 (62)	2,381 (69)	2,385 (71)	2,394 (73)
人口に占める 割合 (%)	2.84	2.80	2.60	2.59	2.58	2.58

※各年度4月1日現在。単位：人

※()内は、18歳未満の手帳所持者数・内数

(2) 等級別

等級	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 級	639 (21)	656 (26)	636 (27)	642 (30)	645 (30)	656 (32)
2 級	436 (16)	426 (16)	383 (7)	378 (8)	382 (11)	354 (12)
3 級	567 (17)	544 (17)	501 (17)	503 (18)	476 (19)	503 (18)
4 級	601 (5)	592 (4)	547 (6)	548 (5)	562 (3)	558 (3)
5 級	131 (0)	136 (1)	131 (2)	132 (2)	133 (1)	136 (1)
6 級	165 (4)	168 (3)	176 (3)	178 (6)	187 (7)	187 (7)
合計	2,539 (63)	2,522 (67)	2,374 (62)	2,381 (69)	2,385 (71)	2,394 (73)

※各年度4月1日現在。単位：人

※()内は、18歳未満の手帳所持者数・内数

【傾向分析】

障がい別では、心臓機能障がい、腎臓機能障がい等の内部障がいの増加が最も多くなっています。また、等級別では、18歳未満の1、2級所持者が増加傾向に

あります。

2 療育手帳所持者の推移

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
A (IQ35以下)	191 (52)	197 (59)	210 (59)	216 (62)	218 (59)	224 (68)
B (IQ36～50)	155 (47)	152 (45)	162 (47)	164 (43)	176 (51)	187 (57)
C (IQ51～75)	214 (89)	222 (99)	220 (87)	239 (91)	250 (97)	272 (109)
計	560 (188)	571 (203)	592 (193)	619 (196)	644 (207)	683 (234)
人口に占める割合 (%)	0.63	0.63	0.65	0.67	0.70	0.73

※各年度4月1日現在。単位：人

※()内は、18歳未満の手帳所持者数・内数

【傾向分析】

療育手帳の所持者数及び人口に占める割合は、両方とも増加傾向にあります。特に18歳未満の療育C判定の手帳所持者が増加しています。

3 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1級	49	56	72	81	80	94
2級	388	402	428	438	453	472
3級	169	177	187	184	205	226
計	606	635	687	703	738	792
人口に占める割合 (%)	0.68	0.70	0.75	0.76	0.80	0.85

※各年度4月1日現在。単位：人

【傾向分析】

精神障害者保健福祉手帳の所持者数及び人口に占める割合は、増加傾向にあります。他の障がい者手帳所持者の人数と比較すると、人口に占める割合の増加が最も多くなっています。特に、1級の手帳所持者が増加しています。

4 自立支援医療費（精神通院）受給者の推移

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
交付件数	1,078	1,182	1,191	1,226	1,332	1,382
上のうち新規交付件数	174	215	187	186	205	184
人口に占める割合（%）	1.21	1.31	1.30	1.34	1.44	1.49

※各年度4月1日現在。単位：件

【傾向分析】

自立支援医療費受給者数及び人口に占める割合は増加傾向にあります。令和2年度の交付件数のうち、うつ病等の気分障がいのが割合が最も多く、48.4%となっています。

5 難病患者等の推移

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
特定医療費受給者証所持者	472	518	526	475	489	513
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者	71	82	66	85	86	90
計	543	600	592	560	575	603
人口に占める割合（%）	0.61	0.67	0.64	0.61	0.62	0.65

※各年度4月1日現在。単位：人

【傾向分析】

難病等患者に対する医療費助成制度については、平成29年4月に制度改正があり、交付件数が減少しましたが、令和元年度以降は増加傾向にあります。

6 障がい者数の将来予測

区 分	元年度	2年度	5年度	2～5年度 増加率 (%)
総 人 口	92,414	92,670	95,139	2.66
障がい者総数	3,767 4.08	3,869 4.18	4,070 4.27	5.20
身体障がい者	2,385 2.58	2,394 2.58	2,405 2.52	0.46
知的障がい者	644 0.70	683 0.73	750 0.79	9.81
精神障がい者	738 0.80	792 0.85	915 0.96	15.53

※令和5年度はコーホート要因法による人口推計値

※上段は人数（人）、下段は人口に占める割合（%）

第3章 地域生活に向けた取組

1 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

障がい福祉施設入所者が一般住宅やグループホームなど地域での生活に移行していくことを進める観点から、第5期計画では平成28年度末の障がい福祉施設入所者数に対して、令和2年度末までに障がい福祉施設入所者数の削減目標値を1人（2%）、地域移行する者の目標値を3人（9%）としていました。実績として、障がい福祉施設入所者の削減数は3人（8.6%）、地域移行した者は0人（0%）でした。

この第6期計画では、国の基本指針に基づき、令和元年度末の障がい福祉施設入所者数に対して令和5年度末における地域移行する者の目標値を3人（15%）とし、削減目標値を1人（1.6%）とします。

【施設入所者数、削減数、地域生活移行者数の実績と目標値】

項目	実績 (令和元年 9月末時点)	目標値	備考
令和元年度末時点の施設入所者数（A）		20	
目標年度の施設入所者数（B）		19	令和5年度末の利用見込み
削減見込 （A）－（B）	3	1 （1.6%）	差引減少見込数
地域移行見込者数	0	3 （15%）	施設入所から、一般住宅、グループホーム等へ移行する者の数

※地域移行見込者数は、第5期計画で未達成分（9%）を含んだ割合で目標値を設定。単位：人

【目標に向けた取組等】

- 施設入所を希望する場合は、真に必要なサービスであるかを本人及び家族、関係者を含めて協議を行います。
- 現在、施設に入所している障がい者等に対して、指定特定相談支援事業所が中心となって意思決定支援を行いながら本人のニーズを確認し、地域での生活を希望する場合はグループホーム等の社会資源を活用し、地域生活への移行を進めます。
- 障がい児入所施設から障がい者支援施設に入所した障がい者等や、地域移行を希望する障がい者等について、地域生活に移行できる力をつけられるよう、入所施設と連携を図りながら地域移行に向けた取組を行います。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、自立支援協議会の地域移行部会を協議の場として、長期入院患者の地域移行に向けた課題の整理や支援体制の整備等について協議を行っています。

精神科病院を退院した障がい者が、地域で安心して自立した生活を継続し早期の再入院を防ぐために、保健・医療・福祉分野の関係者が連携して、見守り等の支援体制を構築することが必要です。

また、精神科病院入院患者の早期退院に向けて、入院の早期の段階から福祉関係者等が関わり、退院後の地域における支援体制を調整することが求められています。

「長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」を国の基本指針に基づいて設定し、地域における基盤整備を進めていきます。

【目標値等】

○保健、医療、福祉関係者による協議の場

項目	目標値
開催回数	年4回以上
参加者数	保健関係者、医療関係者（精神科病院、精神科病院以外）、福祉関係者、介護関係者、当事者又は家族 各1人以上
目標設定及び評価の実施回数	年1回以上

○長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

項目	人数
入院期間が1年以上の入院患者数（令和元年6月末時点）	42人
地域移行に伴う基盤整備量（令和5年度末）	23人
地域移行に伴う基盤整備量（65歳以上の利用者数）	9人
地域移行に伴う基盤整備量（65歳未満の利用者数）	14人

※入院患者数は、令和元年度630調査（精神保健福祉資料）より算出

※基盤整備量（利用者数）は、国が指定する推定式により算出

○精神障がい者の利用者数の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域移行支援	人／月	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人／月	3	2	0	1	1	1
共同生活援助	人／月	6	6	5	8	9	10
自立生活援助	人／月	0	0	0	1	1	1

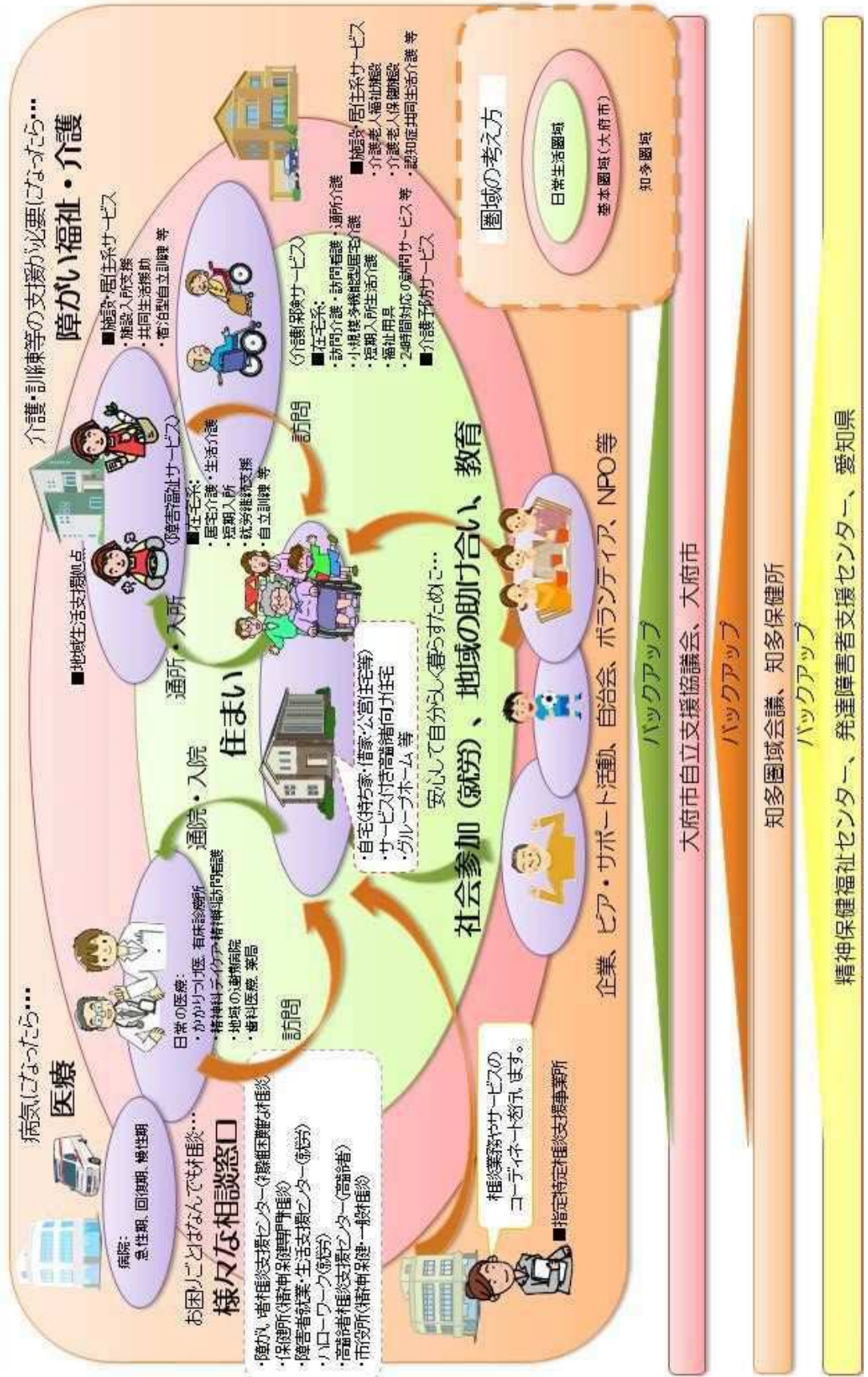
※各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの平均値

※人／月は、実利用人数

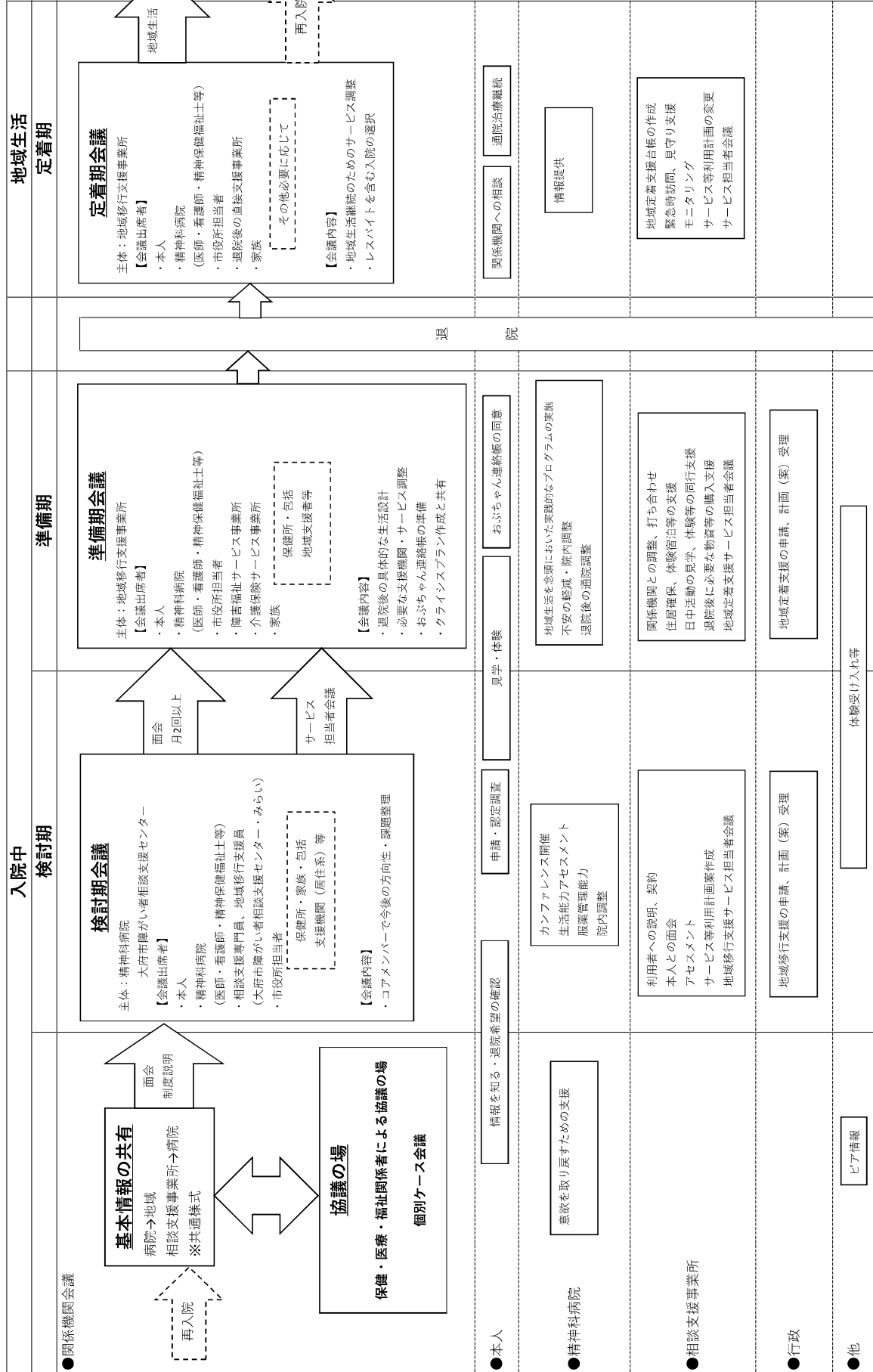
【目標に向けた取組等】

- 自立支援協議会の専門部会等において、保健、医療、福祉分野の関係者により精神障がい者の地域移行等について協議を行います。
- 自立支援協議会にて、入院中の精神障がい者の地域移行に係る支援体制を構築し、長期入院者の地域移行及び早期退院に向けた取組を促進します。
- 精神科病院を退院後に継続して地域生活を送れるよう、精神保健福祉サポート会議等の活用により、保健・医療・福祉分野の関係者が連携して支援します。
- 自立生活援助、地域定着支援の利用やグループホーム、地域活動支援センター等の活用、また、公的なサービスだけではなく、NPOやボランティア等のインフォーマルなサービスや支援を活用して、精神障がい者の地域生活を支援します。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ図）



大府市地域移行推進体制の構築



3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的とした地域生活支援拠点の整備が求められています。

本市では、平成 29 年度に緊急時の受入れ場所等を確保する居室確保事業を事業化し、面的整備により体制を整備しました。

今後は、地域で生活する障がい者等が緊急時等も安心して生活が継続できるよう、地域生活支援拠点の機能をさらに充実させることが求められています。

【地域生活支援拠点の設置個所数と運用状況の検証および検討回数】

項目	目標値等
設置所数	面的整備により 1 か所
運用状況の検証および検討回数	年 1 回以上

【機能と取組状況】

機能	具体的な内容	市の取組
①相談	計画相談、地域定着支援の実施、コーディネーターの設置	指定特定相談支援事業所及び基幹相談支援センターの設置
②緊急時の受入れ・対応	緊急時の宿泊事業の実施	短期入所事業所との連携、居室確保事業の実施
③体験の機会・場	入所者や入院患者を対象とした一人暮らし体験の実施	地域相談支援事業所による地域移行支援の実施
④専門的人材の確保・養成	研修の実施	専門研修の実施、受講費補助
⑤地域の体制づくり	地域課題の抽出、相談業務や支援体制のコーディネート	自立支援協議会での協議、基幹相談支援センターによるコーディネート

【居室確保事業の実績と見込値】

項目	実績			見込値
	30 年度	元年度	2 年度	5 年度
利用者数	2 人	4 人	5 人	8 人
延べ利用泊数	5 泊	16 泊	19 泊	24 泊
登録事業所数	3 か所	3 か所	3 か所	6 か所

※令和 2 年度は 9 月時点の実績

【目標に向けた取組等】

- 緊急時の宿泊や一人暮らしを希望する障がい者等が体験宿泊できる場の拡充に向けて、居室確保事業の登録事業所の増加を図ります。
- 専門的な支援ができる支援者の確保及び育成のため、市による研修会の開催や受講費の補助等を行います。
- 地域生活支援拠点の機能の検証及び充実を図るため、自立支援協議会により年1回以上協議を行います。

第4章 障がい者の就労

1 障がい福祉施設から一般就労への移行等

就労を希望する障がい者等で、直ちに一般就労が困難な障がい者等については、就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用により就労における課題の解決や就労能力の向上を図り、一般就労することが可能となるよう取り組んでいくことが必要です。また、就労継続支援を利用している障がい者等に対して、就労能力や就労意欲の高まりにより、一般就労への移行に向けた取組を行う必要があります。

第6期計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度末の障がい福祉施設から一般就労移行者数の目標値を14人（令和元年度実績の1.27倍以上）とし、各サービスからの一般就労移行者について、就労移行支援事業から8人（令和元年度実績の1.3倍以上）、就労継続支援A型事業から2人（令和元年度実績の1.26倍以上）、就労継続支援B型事業から4人（令和元年度実績の1.23倍以上）に設定します。本市では、特に、就労継続支援事業から一般就労への移行が少ない状況にあり、本人の意向等を確認しながら、一般就労へ移行を図っていく取組が求められています。

就労定着支援事業については、現在実施している事業所が市内に1か所（就職トレーニングセンター）あり、就職から一年後の就労定着率は9割以上と高くなっています。今後も、定着率を維持するとともに、実施事業所の増加に取り組んでいくことが必要です。

就労定着支援事業の利用者数については、障がい福祉施設から一般就労へ移行した障がい者等の7割の人数を目標値に設定します。現状では、就労継続支援事業を利用し一般就労した障がい者等の就労定着支援事業の利用率が低いので、目標値の達成に向けて、就労継続支援事業を利用し一般就労をした障がい者等に対して制度の周知を図っていくことが必要となります。

【実績と目標値】

項 目	実績			第6期計画 目標値 (令和5年度末)
	30年度	元年度	2年度	
就労移行支援事業からの移行者数	7	6	3 (12)	8
就労継続支援A型事業からの移行者数	0	1	1 (2)	2
就労継続支援B型事業からの移行者数	2	3	3 (4)	4
合 計	9	10	7 (18)	14

※令和2年度は、4月から9月の実績。()内は、令和2年度中に一般就労へ移行する見込人数で、第5期計画における目標値(18人)を達成する見込み。単位：人

項 目	実績			目標値
	30年度	元年度	2年度	5年度
就労定着率が8割以上の市内事業所の割合	—	100	100	100

※令和2年度は、4月から9月の実績。単位：%

項 目	実績			目標値
	30 年度	元年度	2 年度	5 年度
障がい福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	9	10	7	14
就労定着支援の利用者数 (B)	5	1	—	7 割以上
就労定着支援の利用割合 (B) ÷ (A)	55.5%	10%	—	

単位：人

※「就労定着支援の利用者数」は、障がい福祉施設から一般就労へ移行した障がい者等のうち就労定着支援を利用した人数

【目標に向けた取組等】

- 一般就労する障がい者数の増加を図るため、特定相談支援事業所と連携し、就労移行支援事業の周知を図ります。また、非課税世帯に属する障がい者等に対して、更生訓練費を支給し、継続して就労訓練を行えるよう支援します。
- 特定相談支援事業等と連携し、サービス等利用計画の作成時に、障がい者等に対して一般就労への移行希望等を確認し、障害者就業・生活支援センター等と連携し一般就労へ移行できるよう取り組みます。
- 就労定着支援事業の利用率の増加を図るため、特定相談支援事業所と連携し、障がい福祉施設から一般就労に移行した障がい者等に対して制度の周知を図ります。

2 障がい者雇用の促進

本市では、平成 21 年に大府市障がい者雇用事業所連絡協議会（以下、「雇用事業所連絡協議会」という。）を設立し、加入事業所間での情報共有や勉強会等の開催により障がい者雇用に関する知識の向上を図ってきました。

加入事業所数は、現在 44 事業所となっており、障がい者雇用の理解・促進を進めていくためには、加入事業所の増加を図っていく必要があります。

また、一般就労等をしている障がい者等が、引き続き就労を継続していくための取組として、自立支援協議会に当事者交流部会を設置し、休日の居場所や当事者同士の交流の場について当事者を交えて検討しています。

【今後の取組】

- 雇用事業所連絡協議会の加入事業所の拡大を図り、障がい者雇用に関する制度や知識の向上を図ります。
- 相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターと連携し、就労を希望する障がい者等に対して一般就労や雇用支援策等の周知を図ります。
- 働く障がい者等が一般就労等を継続できるよう、自立支援協議会を活用して当事者同士が交流する場や機会を提供します。
- 障害福祉サービスを利用して一般就労した障がい者等に対して、特定相談支援事業所等を通じて就労定着支援事業の周知を図ります。

3 障がい福祉施設の工賃向上

本市では、平成 25 年に施行された障害者優先調達推進法に基づいて、市内の障がい福祉施設に物品の購入や役務を依頼することにより、障がい福祉施設の工賃向上に向けた取組を行っています。

今後も、さらなる工賃の向上を図るためには、優先調達を推進するとともに、事業所間の連携による共同受注や福祉と農業の連携による就労等の新しい取組が必要となってきます。

【今後の取組】

- 市が定める調達方針に基づく官公需の更なる拡大、共同受注や農福連携等の新たな取組の検討、雇用事業所連絡協議会等のネットワークを活用した障害福祉サービス事業所における施設外就労先の拡充等の方法により、工賃向上を図ります。

4 農福連携の促進

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。

本市では、第 6 次大府市総合計画において、農福連携により障がい者等が農業分野にも活躍の場を広げる取組を促進しています。

農業分野との連携により、障がい特性や多様な就労ニーズに応えるための選択肢を広げることが期待されます。障がい者等が幅広い就労を通じて社会参加をしていくためにも、農福連携による就労の機会を提供する取組が求められています。

【今後の取組】

- 障がい福祉施設に対して、農業や農福連携に対して興味を持ってもらえるよう、各種研修会や農福連携に関する取組等の情報提供を行います。
- 障がい福祉施設や特別支援学校と農業者との連携を図り、障がい福祉施設の施設外就労等にて農業分野での障がい者等の就労の機会を提供します。

第5章 障がい者の支援体制の充実に向けた取組

1 相談支援体制の充実・強化等

本市では、平成25年度から大府市障がい者相談支援センター（以下、「障がい者相談支援センター」という。）を基幹相談支援センターとして位置付け、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、特別支援事業として障がい児に対する相談支援の実施や困難事例への対応等、障がい者等に対する総合的・専門的な相談支援を実施しています。

令和元年度から自立支援協議会にて、計画相談支援及び障害児相談支援を含めた本市における相談支援体制の見直しを行っています。近年では、障がい分野だけでは対応できない複合的な課題が増加しているため、様々な分野が連携して課題解決を図ることが必要となります。今後は、市、基幹相談支援センター、特定相談支援事業所が連携して、障がい者等の支援に取り組むとともに、地域共生社会の実現に向けて、全世代に対応した相談支援体制の構築が求められています。

【今後の取組】

- 市と基幹相談支援センターの連携を強化するとともに、基幹相談支援センターにて引き続き障がい種別によらない総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 市に令和3年度に設置される福祉総合相談室と基幹相談支援センターが連携し、包括的な相談支援を実施します。
- 基幹相談支援センターが中心となって計画相談支援事業所連絡会等を開催し、制度等の理解のための勉強会や事例検討等の実施により、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、計画作成に係る専門的な指導や助言を行います。
- 計画相談支援・障害児相談支援を含めた相談支援体制の見直しを図り、持続可能な相談支援体制の構築を図ります。

【目標値等】

項目	目標値等
障がい分野における総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センターにより実施済み
福祉課題を包括的に対応する相談窓口の実施	令和3年度から実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年4回以上
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年4回以上
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年4回以上

2 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

平成 18 年 10 月に障害者自立支援法が施行され、令和 2 年 9 月現在、市内には 16 サービス、34 か所の事業所が事業を行っています。障害福祉サービスが多様化していく中、障がい者等が真に必要とするサービスを提供する体制を整えるため、市及び事業者それぞれに障害福祉サービスの質を向上するための取組が求められています。本市では、令和 3 年度から障害福祉サービス事業所の指定権限を県から移譲し、身近な地域で事業所指定及び指導監査を実施することにより、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

【今後の取組】

- 県主催の障害福祉サービスやその他の障がい福祉分野に関する研修会等に市職員が参加し、専門的知識の向上に努めます。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査の分析結果等を活用し、障がい福祉サービス施設長会や主催する障害福祉サービス事業所集団指導等において、請求の誤りの防止や法令順守を目的とした情報共有を行います。
- 県と指導監査における情報を共有し、障害福祉サービスが適切に提供できる体制の確保に努めます。
- 質の高いサービスの提供体制を維持するため、自立支援協議会が主催する研修会等を活用して、人材育成や人材確保に向けた取組を実施します。
- 自立支援協議会において、地域に不足する社会資源の創出や地域の課題解決に向けた協議を行うことにより、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

【目標値等】

項 目	目標値等
県主催の研修への市職員の参加人数	年 2 人以上
審査結果等の事業所との情報共有の体制の有無及び回数	有・年 2 回以上

第6章 障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービス等

障害福祉サービス、一般相談支援事業、特定相談支援事業の内容は、以下のとおりです。

対象者は、障がい者又は難病患者等の支援を要する人で、各障害福祉サービスは、市内だけでなく市外の事業所も利用できます。

【訪問系サービス】

サービス名	内 容
居 宅 介 護	自宅で障がい者等に入浴や排泄、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がい者等のうち、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
重度障害者等 包 括 支 援	介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。
同 行 援 護	視覚障がいにより移動が困難な人に、移動に必要な情報提供（代筆、代読を含む）や外出支援をします。
行 動 援 護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいがある人に、外出時における移動、排泄、食事等の援助をします。

【日中活動系サービス】

サービス名	内 容
生 活 介 護	常に介護が必要な障がい者等に、施設で入浴や排泄、食事の介助や創作的活動等の機会を提供します。
自 立 訓 練 《機能訓練》	身体障がい者に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自 立 訓 練 《生活訓練》	知的障がいや精神障がいがある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就 労 移 行 支 援	就労を希望する障がい者等に、一定の期間、就職のための生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
就労継続支援A型	企業等での就労が困難な障がい者等に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援B型	企業等での就労が困難な障がい者等に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練をします。
就 労 定 着 支 援	企業や自宅等への訪問や障がい者等との面接により、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【居住系サービス】

サービス名	内 容
共同生活援助 《グループホーム》	障がい者等に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄又は食事の介助、その他の日常生活を支援します。
施設入所支援	施設に入所する障がい者等に対して、主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介助、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活を支援します。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者等に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介助を行います。
療養介護	医療の必要な障がい者等で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

【相談支援】

サービス名	内 容
計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい者等の自立した生活を支え、障がい者等が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
地域移行支援	入所施設に入所している障がい者等、又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所への同行等を支援します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者等であって、地域生活を継続していくために常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人について、常時の連絡体制を確保し、緊急訪問や緊急対応等を行います。
自立生活援助	一人暮らしの知的障がい者や精神障がい者の自宅を定期的に巡回訪問し、又は電話等の相談に随時対応することで日常生活における必要な助言、医療機関等との連絡調整を行います。

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護）

【現状及び今後の動向】

重度訪問介護の利用者の増加や介護保険への移行等により居宅介護の利用時間はここ数年減少傾向にありますが、居宅介護の通院等介助の利用は増加傾向にあります。また、視覚障がい者が外出の際に利用する同行援護においても、通院における利用が増えています。今後も、障がい者等の高齢化に伴い、慢性疾患等による定期通院が必要となり、居宅介護や同行援護が増加することが予想されます。

重度訪問介護は、平成30年度の制度改正により、医療機関での利用が可能となる等、サービスの利用対象が拡大し、さらなる増加が見込まれます。また、夜間の支援や、喀痰吸引等に対応できる事業所が不足している現状があります。

行動援護については、新規の利用者の増加はなく、利用者数も減少傾向にあります。

【実績と見込量】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護 H29(10)→R2(10)	人/月	91	94	87	96	97	98
	時間/月	1,367	1,279	1,171	1,344	1,358	1,372
重度訪問介護 H29(10)→R2(10)	人/月	5	5	6	6	7	7
	時間/月	388	393	456	471	543	550
重度障害者等 包括支援 H29(0)→R2(0)	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護 H29(6)→R2(6)	人/月	5	6	6	8	9	10
	時間/月	42	51	50	68	77	85
行動援護 H29(4)→R2(4)	人/月	15	13	10	15	16	17
	時間/月	168	164	114	180	192	204

※ ()内は、平成29年及び令和2年4月時点の事業所数

※ 各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの平均値

※ 人/月は、実利用人数

【見込量の確保方策等】

○今後も継続して訪問系サービスが提供できるよう、各種養成研修への参加促進や特定相談支援事業所との情報共有等により、サービスの担い手となる人材の育成や事業所の確保に努めます。

○障がいの重度化や障がい者等の高齢化に対応するため、各種養成研修への参加促進や市による専門研修の開催、受講費の補助等により、医療的ケアや行動援護等の専門的な支援ができる人材の育成と確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練）

【現状及び今後の動向】

平成30年から3年間で、生活介護事業所は、共生型生活介護事業所を含めて3か所増加しました。特別支援学校卒業生の新規利用や就労継続支援事業B型利用者等の障がいの重度化・高齢化による生活介護への移行等により、生活介護の利用者数は増加傾向にあります。

また、本市では、医療的ケアが必要で肢体に障がいのある身体障がい者や重症心身障がい者の通所先が不足している現状があります。

【実績と見込量】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護 H29(5)→R2(8)	人/月	142	150	152	160	165	170
	人日/月	2,750	2,898	2,999	3,120	3,217	3,315
自立訓練 《機能訓練》 H29(0)→R2(1)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	5	5	5
自立訓練 《生活訓練》 H29(1)→R2(2)	人/月	8	8	4	8	8	8
	人日/月	78	69	45	80	80	80

※ () 内は、平成29年及び令和2年4月時点の事業所数

※ 各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの平均値

※ 人/月は、実利用人数

【見込量の確保方策等】

○特別支援学校卒業生の新規利用に対応するため、サービス提供事業者及び特別支援学校と情報共有を図りながら通所先の確保に努めるとともに、基幹相談支援センターや特定相談支援事業所等と連携し、障がい特性に応じた支援を受けられる事業所を選択できるよう支援します。

○共生型生活介護事業や自立訓練事業等のサービスの周知を図り、障がい特性や障がい者等の生活状況等に適した介護や支援が受けられるよう、特定相談支援事業所とともに支援します。

○医療的ケアの必要な障がい者や重症心身障がい者等の通所先について、障害保健福祉圏域で課題を共有し、課題解決に向けて継続して協議を行います。

(3) 日中活動系サービス（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

【現状及び今後の動向】

平成30年度から3年間で、就労継続支援A型事業所は2か所減少し、就労継続支援B型事業所は2か所増加しました。就労継続支援B型は、特別支援学校の卒業生の利用や生活訓練や生活介護からの移行等により、増加傾向にあります。

平成30年度の制度改正により、就労定着支援事業が制度化され、本市では1か所の事業所が実施しています。就労移行支援事業や就労継続支援事業等の障害福祉サービスを利用して一般就労をした障がい者等が、就労定着支援事業を利用することにより職場への定着を図ることが求められています。特に、就労継続支援を利用して一般就労した障がい者等に対して、就労定着支援事業の周知が必要となります。

【実績と見込量】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
就労移行支援 H29(2)→R2(2)	人/月	12	15	18	20	24	28
	人日/月	194	251	330	340	408	476
就労継続支援A型 H29(4)→R2(2)	人/月	45	40	40	42	43	44
	人日/月	843	757	733	777	795	814
就労継続支援B型 H29(7)→R2(9)	人/月	105	114	119	120	123	126
	人日/月	1,890	1,969	2,106	2,112	2,164	2,217
就労定着支援 H29(0)→R2(1)	人/月	11	15	7	20	23	26

※（ ）内は、平成29年及び令和2年4月時点の事業所数

※各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの平均値

※人/月は、実利用人数

【見込量の確保方策等】

○就労を希望する障がい者等に対して、本人の希望や就労能力に応じたサービス種別や事業所を選択できるよう、特定相談支援事業所や障害者就業・生活支援センターと連携を図ります。

○障害福祉サービスを利用して一般就労をした障がい者等に対して、特定相談支援事業所等と連携をして、就労定着支援事業の周知を図ります。

(4) 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援、短期入所、療養介護）

【現状及び今後の動向】

重症心身障がい児者や医療的ケアが必要な障がい児者が利用できる医療型短期入所施設が市内に1か所あり、介護者の負担軽減につながっています。利用のニーズは高く、今後も利用者数及び利用日数が増加していくことが予想されます。

福祉型短期入所事業については、事業所が市内に不足しているため、短期入所事業の利用を希望する場合は、市外の事業所を利用している現状があります。

共同生活援助事業は、市内にグループホームが17か所（令和2年9月時点）あり、令和2年度中には、2か所増加する見込みです。共同生活援助事業をはじめとする居住系サービスのニーズは、介護者の高齢化とともにますます増加していくことが予想されます。

【実績と見込量】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
共同生活援助 《グループホーム》 H29(16)→R2(17)	人/月	63	62	63	69	72	75
	人日/月	1,557	1,523	1,573	1,656	1,728	1,800
施設入所支援 H29(0)→R2(0)	人/月	22	21	20	20	20	19
	人日/月	628	603	601	600	600	570
短期入所 《福祉型》 H29(1)→R2(1)	人/月	10	11	7	12	14	16
	人日/月	50	56	21	60	70	80
短期入所 《医療型》 H29(1)→R2(1)	人/月	7	6	5	8	9	9
	人日/月	43	40	24	42	44	46
療養介護 H29(0)→R2(0)	人/月	4	4	4	4	4	4
	人日/月	122	122	117	122	122	122

※（ ）内は、平成29年及び令和2年4月時点の事業所数

※各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの平均値

※人/月は、実利用人数

【見込量の確保方策等】

○介護者が一時的な休息を希望する場合に短期入所事業が利用できるよう、特定相談支援事業所等と連携して、利用可能な事業所等の情報提供を行います。

○今後の共同生活援助等の居住系サービスの増加に対応するため、利用のニーズや充足状況等を確認し、関係機関と協議を行います。

(5) 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助）

【現状及び今後の動向】

計画相談支援は、障がい者等の生活状況や希望する生活等のニーズを的確に把握し、障がい者等が継続して自立した生活ができるよう支援する必要があります。平成30年度の制度改正により、サービス継続支援（モニタリング）の標準期間が短くなり、障がい者等に対するよりきめ細かな支援が求められています。また、障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用者も増加しているため、量への対応が課題となっています。

地域移行支援事業及び地域定着支援事業は、利用者が減少しているため、課題整理や仕組みづくり等の取組が必要となります。

【実績と見込量】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援 H29(4)→R2(4)	人/月	78	96	95	102	104	106
	実人数/年	378	382	386	396	403	411
セルフプラン	実人数/年	45	33	27	32	30	28
地域移行支援 H29(2)→R2(2)	人/月	1	0	0	2	2	2
地域定着支援 H29(2)→R2(2)	人/月	3	2	0	2	2	2
自立生活援助 H29(0)→R2(0)	人/月	0	0	0	2	2	2

※（ ）内は、平成29年及び令和2年4月時点の事業所数

※各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの実績値

※人/月は、実利用人数

【見込量の確保方策等】

- 相談支援体制の見直しを行い、今後も増加していくことが予測される計画相談支援に対応できる相談支援体制を構築します。
- 基幹相談支援センター等が中心となって事例検討等を実施し、サービス等利用計画案の作成能力の向上等、計画相談支援の質の向上を図ります。
- 計画相談支援を通じて個別の課題を集約し、自立支援協議会や計画相談支援事業所連絡会等を活用して課題の解決をしていくことができるよう、特定相談支援事業所及び相談支援専門員の質の向上を図ります。

第7章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となり、障がい者等のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟な事業形態で、創意工夫を凝らして実施することが望ましい事業として位置付けられています。

障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業を推進します。

【必須事業】

1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる障壁をなくすため、地域の住民に対して障がいのある人に対する理解促進を目的とした研修やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。自立支援協議会研修会や大府市福祉・健康フェア、パラアートおおぶなどの研修やイベントを通して障がいの理解を促進します。

2 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う行動を支援するものです。本市では、障がい者当事者及びその家族による相談を実施し、相談を通して、日常生活の自立を支援します。

また、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所の提供や情報交換等を実施することで活動を支援していくとともに、同じ悩みを持つ当事者同士のつながりを広げていくために当事者団体の会員の拡大を図ります。

3 相談支援事業

本市では、大府市ふれ愛サポートセンター「スピカ」内に障がい者相談支援センターを設置し、障がい児者やその家族の相談を行っています。また、基幹相談支援センターとして、地域の特定相談支援事業所や関係機関と連携を図りながら、困難事例等の対応を行っています。

【現状及び事業の方向性】

平成 24 年から計画相談支援事業が開始し、障害福祉サービスを利用する全ての利用者にサービス等利用計画の作成が必要となりました。障害福祉サービスの利用者は年々増加しているため、本市における相談支援体制の見直しが必要となっています。自立支援協議会を通じて、計画相談支援及び障がい児相談支援を含めた相談支援体制の見直しを行い、持続可能な相談支援体制の構築を図ります。

現在、住宅入居等支援事業は実施していませんが、実施に向けて検討をしています。

【実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
実施事業所数	1	1	1	1	1	1
相談延べ件数	2,815	2,959	1,442	3,050	3,100	3,150

※令和 2 年度は 4 月から 9 月までの実績値

※単位：実施事業所数は、か所。相談延べ件数は、件

【基幹相談支援センターの設置状況】

	実施状況	見込み			
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	
基幹相談支援センター等強化事業	実施	実施	実施	実施	

4 成年後見制度利用支援及び法人後見支援事業

成年後見制度における審判の請求や請求に係る費用の補助、法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行うものです。

【現状及び事業の方向性】

親亡き後や介護者の高齢化に伴って、障がい者本人の金銭管理・身上監護等の支援が必要となるため、今後も利用者が増加していくことが予測されます。特定

相談支援事業所や医療機関と連携し、成年後見制度の利用を促進します。

【成年後見制度法人後見支援事業の実施状況】

	実施状況	見込み		
	2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施

【実績と見込量】

	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
法人後見利用者数	25	27	27	28	29	30

※令和2年度は4月から9月までの実績値。単位：人

5 意思疎通支援事業

聴覚及び音声言語機能障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に対して、手話通訳者又は要約筆記者の派遣や市役所窓口到手話通訳者を配置し手話通訳を行います。

【現状及び事業の方向性】

手話通訳者の派遣は、子どもの学校行事や医療機関への通院等の目的で利用されることが多い状況です。また、要約筆記者は、主に市主催行事等へ派遣しています。

平成30年度から、市役所窓口到手話通訳者を配置し、手続き等のために来庁したろう者に対して手話通訳を行っています。

今後も制度の周知を行い、利用者数の増加を図るとともに、通訳者等の確保のため手話通訳者、要約筆記者各団体と協議を行います。

【実績と見込量】

	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
手話通訳者派遣事業（利用件数）	75	60	18	80	89	93
要約筆記者派遣事業（利用件数）	5	3	2	5	5	5
手話通訳者設置事業（設置人数）	1	1	1	1	1	1

※令和2年度は4月から9月までの実績値。

単位：手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、件。手話通訳者設置事業は、人

6 日常生活用具給付事業

障がい者等の日常生活がより円滑に行われるよう、特殊寝台、視覚障がい者用拡大読書器、紙おむつ、ストーマ（人工膀胱、人工肛門）用装具等の生活用具を給付しています。

【現状及び事業の方向性】

年度により日常生活用具の給付件数に差はありますが、ストーマ用装具や紙おむつ等の排泄管理支援用具は、年々増加傾向にあります。また、障がい者等の高齢化に伴い、電気式たん吸引器やネブライザー（吸入器）等の在宅療養等支援用具の支給も増加しています。

障がい者等が利用する日常生活用具のニーズは、障がいの多様化や生活様式の変化により年々変化しています。必要に応じて給付項目や給付条件の見直しを検討します。

【実績】

	30年度	元年度	2年度
日常生活用具給付件数合計（給付件数／年）	1,439	1,503	538
介護・訓練支援用具	4	6	2
自立生活支援用具	8	3	5
在宅療養等支援用具	17	9	9
情報・意思疎通支援用具	8	8	3
排泄管理支援用具	1,402	1,477	519
居宅生活動作補助用具	0	0	0

※令和2年度は4月から9月までの実績値。単位：件

【見込量】

	3年度	4年度	5年度
日常生活用具給付件数合計（給付件数／年）	1,586	1,622	1,658
介護・訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	8	8	8
在宅療養等支援用具	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	10	10	10
排泄管理支援用具	1,548	1,584	1,620
居宅生活動作補助用具	1	1	1

※単位：件

7 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話を習得し、活動することができる人を養成します。

【現状及び事業の方向性】

令和2年4月に大府市手話言語条例が施行されました。手話や聴覚障がい者への理解が促進されるよう手話奉仕員養成講座の受講者数の増加を図ります。また、修了者については、ボランティアサークル等において活躍してもらえるよう働きかけを行います。

【実績と見込み】

	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入門編 修了者数	15	—	—	20	—	20
基礎編 修了者数	—	7	—	—	16	—

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。単位：人

※入門編と基礎編は隔年で開催

8 移動支援事業

障がいにより移動が困難な障がい者等に対し、外出を支援し、社会参加及び自立の促進を図ります。支給の適否や必要な支給量等については、サービス支給検討会議を開催し認定をしています。

【現状及び事業の方向性】

移動支援事業は、知的障がい者の利用が最も多く、余暇活動に主に利用されています。近年では、洋服や季節用品等の、買い物の支援として、精神障がい者が利用をするケースも増えています。今後も、障がい者等の増加に伴い、利用者数、利用時間ともに増加していくことが見込まれます。個々の障がいや状況に応じてサービスを提供できるよう、移動支援事業所と連携をしながら、サービスが提供できる体制の確保に努めます。

【実績と見込み】

種別		実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
身体障がい者	実利用人数	23	19	15	20	21	22
	延べ利用時間	2,223	2,453	599	2,500	2,625	2,750
知的障がい者	実利用人数	106	112	83	115	117	119
	延べ利用時間	11,175	11,433	3,145	11,730	11,934	12,138
精神障がい者	実利用人数	9	10	9	12	13	14
	延べ利用時間	375	383	118	475	514	554
障がい児	実利用人数	25	33	18	35	38	41
	延べ利用時間	2,395	2,268	496	2,520	2,736	2,952
合計	実利用人数	163	174	125	182	187	192
	延べ利用時間	16,167	16,537	4,357	17,225	17,665	18,106

※令和2年度は4月から9月までの実績値

9 地域活動支援センター事業

日中活動をサポートする地域活動支援センターの設置により、在宅の障がい者等を対象とした創作的な活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

【現状及び事業の方向性】

本市では、地域活動支援センターを市内に1か所設置しています。地域活動支援センターは、地域で生活をする障がい者等の日中の居場所として利用されています。また、精神保健福祉ボランティア等が地域活動支援センターのイベント等にボランティアとして参加し、障がい者等の地域での活動を支えています。

令和2年度には個別給付型地域活動支援センター事業を開始し、視覚障がい、高次脳機能障がいの方について、障がい特性に応じた事業所を利用することが可能となりました。

今後は、働く障がい者等の交流の場や余暇活動の場としての活用等について、自立支援協議会や雇用事業所連絡協議会と連携しながら検討します。

【実績と見込み】

	単位	実績			見込み			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
地域活動支援 センター おおぶ (市委託)	実施か所	1	1	1	1	1	1	
	登録者数	市内	47	51	34	53	54	55
		全体	67	83	63	87	89	91
個別給付型	利用者数	—	—	1	2	3	4	

※令和2年度は4月から9月までの実績値

【任意事業】

1 日中一時支援事業

障がい者等に日中の活動の場や機会を提供することにより、障がい者等が安心して充実した生活を送るとともに、障がい者等の介護を行っている家族が、一時的な休息を得ることを目的として実施します。

【現状及び事業の方向性】

平成 29 年度に年齢要件を廃止し、未就学児も利用が可能となりました。

現在の状況は、障がい児の利用が多く、特に学齢期の知的障がい児の利用が多くなっています。また、最近では、新規で短期入所事業を利用する場合に体験として利用することも増えています。今後も、多様なニーズに対応できるよう制度の内容について検討します。

【実績と見込み】

種別		実績			見込み		
		30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
身体障がい者	実利用人数	0	0	0	1	1	2
	延べ利用回数	0	0	0	5	5	10
知的障がい者	実利用人数	20	17	11	18	19	20
	延べ利用回数	509	706	216	540	570	600
精神障がい者	実利用人数	0	1	1	1	1	1
	延べ利用回数	0	13	6	15	15	15
障がい児	実利用人数	23	25	20	27	29	31
	延べ利用回数	1,362	1,238	589	1,458	1,566	1,674
合 計	実利用人数	44	43	32	47	50	53
	延べ利用回数	1,872	1,957	811	2,018	2,156	2,299

※単位は1年あたり。令和2年度は4月から9月までの実績値

2 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がい者を対象に、移動入浴車を派遣することにより居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【現状及び事業の方向性】

平成 29 年度に利用回数の見直しを行い、1 週間あたりの利用回数を 2 回（夏場は 3 回）に変更しました。また、実施方法を事業所登録制に変更したことにより、利用者が事業所を選択することが可能となりました。現在は、7 人が利用しており、今後も、障がいの重度化等により利用者が増えていくことが予測されます。利用者の増加に対応できるよう事業所の確保に努めます。

【実績と見込量】

年度	実績			見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
事業所数	2	2	2	3	3	3
実利用人数	7	8	8	8	9	10
延べ利用人数	582	628	294	712	801	890

※単位は 1 年あたり（事業所数は、か所。利用人数は、人）。令和 2 年度は 4 月から 9 月までの実績値

3 身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者が普通自動車運転免許証を取得した場合、これに要した費用の一部を助成します。

【実績と見込量】

年度	実績			見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
利用人数	4	0	1	1	1	1

※単位は 1 年あたり（単位：人）。令和 2 年度は 4 月から 9 月までの実績値

4 身体障がい者自動車改造費助成事業

身体障がい者が自動車を改造する場合に、これに要した費用の一部を助成します。

【実績と見込み】

年度	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	3	0	1	4	4	4

※単位は1年あたり（単位：人）。令和2年度は4月から9月までの実績値

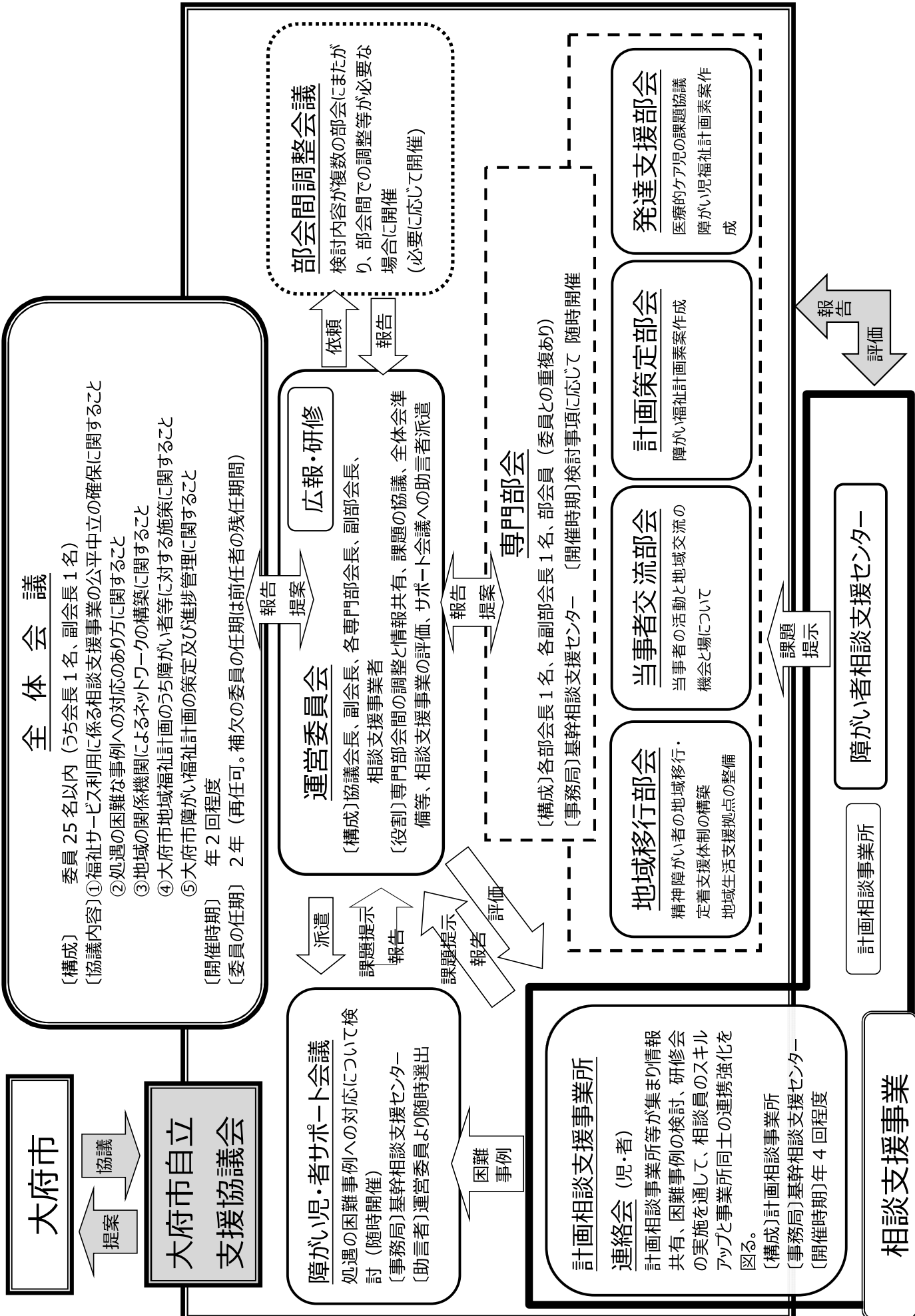
5 自立支援協議会

関係者との情報共有等、協働して障がい者等の地域生活を支援するため、本市では、平成6年から設置されていた大府市障害者連絡協議会を発展させ、平成18年10月に「自立支援協議会」を設置しました。自立支援協議会は、保健、医療、福祉、教育、就労、障がい当事者団体等の各分野における関係者により構成され、相談支援事業の中立・公平の確保、処遇困難事例への対応、地域の関係機関のネットワークの構築及び障がい福祉に係る計画の実施等に関する協議を行っています。

自立支援協議会には、協議内容ごとに専門部会を置き、障がい福祉に関する本市の抱える課題について、より詳細に検討できる体制を整えてきました。また、相談支援事業から見える地域特有の課題について検討し、課題解決に向けた仕組みづくりにも取り組むとともに、課題解決について、当事者の意見や声を的確に捉えるために、専門部会等への当事者の参画をより進めていきます。

さらに、処遇の困難な事例に関しては、相談支援事業所が「障がい児・者サポート会議」を開催し、自立支援協議会運営委員による支援方法等についての助言を行っています。また、自立支援協議会に計画相談支援事業所連絡会を設置し、情報共有や勉強会、事例検討会等の実施により、市内相談支援事業所の連携強化や相談支援事業所のスキルアップを図っています。

第6期計画及び児第2期計画の進捗管理については、自立支援協議会を意見聴取の場として活用します。



第8章 障がい者のくらし

1 社会参加を支える取組

【現状及び今後の動向】

平成23年度から4年に1度パラアートおおぶを開催し、市内に住む障がい者等や市内障がい福祉事業所に通所する障がい者等の芸術作品を発表する機会を提供してきました。令和2年度には、市制50周年記念事業としてパラアートおおぶの開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度に延期することとしました。令和3年度に開催を予定しているパラアートおおぶでは、従来の絵画や造形物等の作品展示に加え、舞台芸術や音楽等の発表の機会を設け、より多くの障がい者等が参加できるよう企画をしています。

また、自立支援協議会において、当事者交流会を開催する等、障がい者等の余暇活動を支援しています。

【今後の取組】

障がい者等が文化芸術活動等を通して社会参加する機会を引き続き確保するとともに、移動支援事業の活用等によりスポーツ等のレクリエーション活動を支援します。

また、雇用事業所連絡協議会と自立支援協議会との連携やNPO、ボランティア等との協働により、障がい者等の余暇活動を支援します。

2 コミュニケーションの支援

【現状及び今後の動向】

地域共生社会の実現に向けて、ろう者をはじめとする障がい者等の情報取得及びコミュニケーションの手段の選択と利用のための理解促進と環境整備が必要となります。本市では、令和2年3月に手話が言語であること及びその手話を使用するろう者への理解を深めることを目的に大府市手話言語条例を制定しました。啓発パンフレットや市職員による手話紹介動画を作成し、普及啓発を行うとともに、職員向け手話研修会等の開催により市職員が手話を学ぶ機会を設けています。

今後は、市民が手話を学ぶ機会を設ける等、市民がろう者や手話について理解する機会を提供することが必要となります。また、視覚障がい者、聴覚障がい者、音声言語機能障がい者、知的障がい者等のコミュニケーションにおいて配慮が必要な人のコミュニケーション手段や情報提供等について、障がい特性に配慮した対応が求められています。

【今後の取組】

障がい者等が様々な場面において多様なコミュニケーション手段が保障され、情報取得を適切に行えることを目的にコミュニケーションに関する条例を制定し

ます。また、手話やその手話を使用するろう者への理解を促進していくため、市職員が手話を学ぶ機会を継続していくとともに、市民が手話を学ぶ機会を提供します。

3 居住の支援

【現状及び今後の動向】

本市では、住宅改修助成事業の実施により住宅改修にかかる費用を助成し、肢体等に重度の障がいがあっても自宅で継続して住み続けることを支援しています。

賃貸物件への入居については、判断能力が不十分なために契約等が困難な場合や精神科病院から地域移行をする際に住居を探すことが困難な場合があります。そのため、成年後見制度等の活用や民間事業者との調整等の支援が必要となります。

【今後の取組】

特定相談支援事業所や訪問介護事業所等に住宅改修事業の周知を図ります。

地域移行支援事業等の利用により住居の確保のための相談や必要な支援を行い、契約行為等が可能となるよう成年後見制度等の利用を促進します。

また、市と障がい者相談支援センターが連携し、保証人がいない等により入居が困難な障がい者等に対して、家主等への相談や助言等の必要な支援を行います。

4 障がい者の権利擁護

(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業

○成年後見制度

判断能力が不十分な人の権利を守るため、福祉サービス等の契約行為や財産管理等の支援や代行を行う制度です。

○日常生活自立支援事業

知的障がい者や精神障がい者が、お金の出し入れ、大切な書類の管理等の不安がある場合に本人の意思に基づいて支援を行う制度です。

【現状及び今後の動向】

判断能力が不十分な障がい者等の金銭管理や身上監護について、障がい者等の介護や支援をしている家族等が高齢化していくにつれて、十分に行えなくなることが危惧されます。

成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用により、住み慣れた地域で安心した生活を送ることが可能となります。親亡き後や高齢化、入所施設や精神科病院からの地域移行に伴って、各制度の利用者が増加することが見込まれます。

【令和2年度までの実績】

○成年後見制度（法人後見の件数）

	30年度	元年度	2年度
知的障がい者	17 (17)	16 (17)	16 (16)
精神障がい者	8 (15)	11 (19)	11 (19)

※各年度3月末（単位：件）。令和2年度は4月から9月の実績値

※（ ）内は死亡者含む総数

○日常生活自立支援事業（利用者数）

	30年度	元年度	2年度
知的障がい者	5	5	5
精神障がい者	12	10	10

※各年度3月末（単位：人）。令和2年度は4月から9月の実績値

【今後の取組】

特定相談支援事業所や基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知を図るとともに、本人の判断能力を基に制度の適否を検討し、適切な制度が利用できるよう支援します。

令和3年度に年齢や属性にとらわれないワンストップ型の相談窓口（福祉総合相談室）を設置し、成年後見制度の利用等に係る支援を実施します。

（2）障がい者差別の解消

【現状及び今後の動向】

障がいに対する差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的として平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。

本市では、自立支援協議会の権利擁護部会で当事者等から意見を聴取し、平成29年3月に障害者差別解消法職員対応要領を策定しました。職員対応要領を基に毎年市職員向けの研修を開催し、障がいの理解や障がい者等への配慮について研修を行っています。また、平成29年4月から高齢者・障がい者虐待防止等連絡協議会において、本市の障がい者差別解消に向けた取組や障がい者差別に関する相談内容等を報告し、協議を行っています。

啓発活動については、市民、民生児童委員、市内の民間事業者等に対して障害者差別解消法の啓発パンフレットの配布を行っています。また、障がい者等が合理的配慮を求める際の意思表示の方法としてあんしんヘルプカードの活用や障がいや持病などにより援助や配慮が必要であることを周囲に知らせることができるヘルプマークの配布を行っています。さらに、大府市社会福祉協議会では市内の小中学生を対象に福祉実践教室を実施する等、障がいの理解を深める取組を行っています。

今後は、あんしんヘルプカードやヘルプマークの周知を図ること等により障害

者差別解消法の普及啓発を行い、小中学生だけではなく広く市民に対して障がい者等への理解と配慮を広げていく必要があります。

【今後の取組】

出前講座等において、あんしんヘルプカードやヘルプマークの普及啓発を図ることにより、市民や民間事業者に対して障がい者等への理解促進を図ります。

市主催の行事や窓口対応において、配慮が必要な障がい者等に適切な対応が行えるよう、市職員に対する研修会を実施します。

(3) 障がい者等の虐待防止

【現状及び今後の動向】

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、本市では大府市高齢者虐待防止センターに障がい者虐待防止センターの機能を追加し、虐待に関する専門部署を設置して対応しています。また、高齢者・障がい者虐待防止等連絡協議会を設置し、障がい者等への虐待防止に関する取組について協議を行っています。

障がい者虐待防止の啓発活動としては、事業所向けの研修会の開催や啓発用パンフレットの作成・配布、市内医療機関、民生児童委員、障害福祉サービス事業所を対象としたアンケートの実施等を行っています。

依然として養護者による虐待が多い状況にありますが、施設従事者による虐待も近年増加傾向にあります。また、障がい者雇用の促進により使用者による虐待も増加することが懸念されます。市民への啓発活動に加えて障害福祉サービス事業所や障がい者等を雇用している民間事業所に対して障がい者虐待の未然防止や再発防止のための取組が必要となります。

【実績】

	30年度	元年度	2年度
相談件数	9	10	8
通報・届出受理件数	9	12	6
虐待認定件数	7	7	5

※各年度3月末（単位：件）。令和2年度は4月から9月の実績値

【今後の取組】

高齢者・障がい者虐待防止等連絡協議会での協議を踏まえ、障がい者虐待の防止や早期発見の取組を継続して行います。今後の取組として、障害福祉サービス事業所や障がい者等を雇用する民間事業所に対して啓発を行っていくとともに、虐待の早期発見に向けて特定相談支援事業所や基幹相談支援センターとの連携を強化します。また、市民に対して虐待を未然に防止するための啓発活動等の取組を継続します。

(4) 意思決定支援の促進

【現状及び今後の動向】

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者等が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援をする行為及び仕組みをいいます。障害福祉サービスの提供場面等において意思決定支援を行うことが求められています。

本市では、平成30年度に自立支援協議会の権利擁護部会で意思決定支援について協議を行いました。また自立支援協議会が主催し市内障害福祉サービス事業所向けに研修会を実施しています。

今後も、意思決定支援の重要性の周知を図っていくことが必要となります。

【今後の取組】

計画相談支援や個別支援計画を作成する際に、本人の意思や自己決定を尊重できるように、自立支援協議会や基幹相談支援センターにおける研修会等の実施や『意思決定支援ガイドライン』※の活用により、意思決定支援の重要性等について周知を図ります。

※『意思決定支援ガイドライン』…平成29年3月31日 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについて」より

5 災害時の支援

【現状及び今後の動向】

平成25年6月に「災害対策基本法」が改正され、全国の各市町村で「避難行動要支援者名簿」を整備することが義務付けられ、本市でも避難行動要支援者名簿を作成しています。平成31年4月には「大府市避難行動要支援者名簿に関する条例」を施行し、災害時に多くの方を支援できるよう避難行動要支援者名簿の対象を広げ、平常時から自主防災組織や民生委員などの避難支援等関係者と情報を共有し、いざというときに備えています。

また、本市では、地震や水害などの大規模な災害が発生した際、第一次（公民館）及び第二次避難所（小中学校の体育館等）では避難生活が困難となった要援護者の避難施設として、市内にある障がい者施設等と、平成20年から「災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定（福祉避難所協定）」を締結しています。また、平成27年には、福祉用具を扱う事業者等とも協定を結び、福祉避難所において必要となる福祉用具等の確保に努めています。

自立支援協議会では、市内の障害福祉サービス事業所の職員向けに防災をテーマとした研修を実施し、災害の備えについて意識向上を図っています。

障がい者等が障害福祉サービス事業所に通所しているときに被災することも

想定されることから、障害福祉サービス事業所において避難訓練を実施することが求められています。また、災害時の医療的ケアのある障がい者等への支援や避難所での障がい特性に配慮した情報提供等の検討が必要となります。

【今後の取組】

避難行動要支援者名簿の活用等により、市及び地域の住民が災害時に支援を必要とする障がい者等の把握に努めます。

障がい者等に避難場所や避難計画の確認、福祉用具等の備蓄等の必要性について周知を図ります。また、あんしんヘルプカードに緊急連絡先や一次避難所の情報を記入する等の災害時の活用方法について障がい者や市民に周知を図ります。

災害発生時に福祉避難所が円滑に運営できるよう運営訓練や研修等の実施により福祉避難所の機能の充実を図ります。また、障害福祉サービス事業所における避難訓練や備蓄の必要性について周知を図ります。

6 感染症への対策

【現状及び今後の動向】

令和元年度末から新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、愛知県でも緊急事態宣言が発出され、本市でも感染者が確認されました。

障がい者等の中には、感染症による重症化リスクが高い難病患者や基礎疾患を抱える障がい者等も多く、居宅介護等の支援や障害福祉サービス事業所への通所等の活動を継続していくためには、最大限の感染症対策を行った上でサービス提供をしていくことが求められています。

マスクやアルコール消毒液等の衛生用品は、医療的ケアが必要な障がい者等や障害福祉サービス事業所も入手が困難な状況が続きました。本市では、医療的ケアが必要な障がい者等や障害福祉サービス事業所等に対して、マスクやアルコール消毒液等の配布や貸与を行いました。今後も、様々な感染症が蔓延する可能性もあり、継続してサービスを提供していくため障害福祉サービス事業所における衛生用品の安定的な確保や備蓄が必要となります。

また、障害福祉サービス事業所における感染拡大防止対策の徹底や障害福祉サービス事業所等において感染が発生した場合の対応等が求められています。

【今後の取組】

感染症の感染拡大防止に向けて、障害福祉サービス事業所向けの研修を実施する等、障害福祉サービスを実施する事業所が安心してサービスを提供できる体制を確保します。また、利用者や事業所職員の感染が確認された場合に関係者が連携して必要な支援体制の調整を行います。

マスク等の衛生用品の確保について、市が備蓄する衛生用品の活用等により必要とする障がい者等に提供されるよう体制を整備するとともに、障害福祉サービス事業所等における備蓄を促進します。

第9章 障がい児支援の現状と見込み【障がい児福祉計画分】

障がい児サービスを利用するための受給者証は、障がい者手帳を所持しているか、医師の診断又は保健師の所見を受けている18歳以下の児童が対象です。

医師の診断又は保健師の所見を受けている児童の数を把握できないものの、本市の受給者証所持者数は年々増加しており、今後も受給者証を必要とする児童は増加することが見込まれます。

また、障がい者手帳及び医師の診断の有無に関わらず、心身の発達が気になる児童も増加傾向にあり、同様に今後も増加が見込まれます。

受給者証所持者数【実績と見込量】

単位	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人	201	260	288	328	368	408

※各年度、4月1日現在

1 障害児通所支援等

障害児通所支援等の内容は、以下のとおりです。

18歳以下で受給者証を発行された児童が対象で、各サービスは、市内だけでなく市外の事業所も利用できます。

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の心身の発達が気になる児童が通所して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練をします。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療をします。
放課後等デイサービス	就学後の心身の発達が気になる児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	心身の発達が気になる児童が、他の児童との集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をします。支援は訪問支援員が実施します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童への発達支援の提供の場を設けるために、居宅を訪問して提供されるサービスです。

障 害 児 相 談 支 援	心身の発達が気になる児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）を行います。
---------------	--

（１）児童発達支援

【現状及び今後の動向】

現在、市内には心身の発達が気になる児童のための発達支援センターおひさまと、肢体不自由児のための発達支援センターみのりがあります。その他にも民間の児童発達支援事業所が2か所あります。対象児童は市内だけでなく市外の事業所にも通っています。今後も対象児童の増加が見込まれます。

知多5市5町における肢体不自由児の通所施設の利用協定に基づき、自治体の区域を超えた肢体不自由児の相互受入体制を整備しています。

発達支援センターは地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していくことが必要です。

【発達支援センター】

市内に発達支援センターを2か所設置していることは、同規模の地方公共団体では先進的な取組です。

・発達支援センターおひさま

心身の発達が気になる児童に対して、各児童の発達に応じた支援を行い、集団の中で生活し、児童の成長・発達を促していく施設です。また、本市独自の取組として早期療育事業を行い、心身の発達が気になる児童の早期療育を図っています。

・発達支援センターみのり

市内2か所目の発達支援センターです。就学前の肢体に不自由のある児童又は心身の発達が気になる児童及びそのご家族に寄り添った支援を行い、集団生活の中で発達を促し、地域で自立して育ち生活していくための礎を築く支援をしていく施設です。

【実績と見込量】

単位	内訳	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人／月	おひさま	32	31	30	31	31	31
	みのり	4	21	19	21	21	21
	その他	29	23	19	39	47	55
	合計	65	75	68	91	99	107
人日／月	おひさま	555	480	457	460	460	460
	みのり	35	123	110	123	123	123
	その他	251	189	195	275	308	341
	合計	841	792	762	858	891	924

市内事業所数4か所（令和2年9月末現在）

※各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの平均値

※人／月は、実利用人数

※みのりは平成30年10月開所

【見込量の確保方策等】

○自立支援協議会発達支援部会等を通じて、障がい児を支援する事業所と各関係機関との連携を図るとともに、児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切にサービスを提供します。

(2) 医療型児童発達支援

【現状及び今後の動向】

現在、本市には医療型児童発達支援の事業所はありませんが、平成30年10月に発達支援センターみのりを開所し、医療行為を必要とする児童も受け入れる体制を整備しています。

今後もニーズを的確に把握し、これに応じた提供体制を考察していくことが必要です。

【実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人/月	0	0	0	1	4	7
人日/月	0	0	0	5	10	35

市内事業所数0か所（令和2年9月末現在）

※各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの平均値

※人/月は、実利用人数

【見込量の確保方策等】

- 医療型児童発達支援は医療行為を伴う支援のため、関係機関、特に医療機関との情報交換により、児童ごとに違う目的やニーズに応えることができるように連携を強化します。
- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切にサービスを提供します。
- 専門的な知識や技術を必要とする医療行為を伴った適切な支援を提供するため、市内外の資源を必要に応じて活用します。

(3) 放課後等デイサービス

【現状及び今後の動向】

現在、市内には放課後等デイサービスの事業所が9か所あります。対象児童は、市内の事業所だけでなく、市外の事業所も利用しています。

今後も対象児童は増加していく見込みのため、各児童の状況に応じた療育やサービスを提供していく必要があります。

【実績と見込量】

単位	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人/月	126	145	152	193	217	241
人日/月	1,134	1,371	1,595	1,888	2,147	2,405

市内事業所数9か所（令和2年9月末現在）

※各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの平均値

※人/月は、実利用人数

【見込量の確保方策等】

- 新しい事業所が順次開設され、事業所ごとに特色のある療育が行われています。自立支援協議会発達支援部会等を通じて情報を共有し、障がい児を支援する事業所と各関係機関との連携を強化し、児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切なサービスを提供します。
- 発達支援センターおひさまにおいて市内放課後等デイサービス事業所連絡会を開催し、各事業所間で情報共有や研修等を行うほか、実施内容に対して助言等を行い、サービスの質を担保します。
- 肢体不自由児向けの放課後等デイサービスの実施に向けて検討します。

(4) 保育所等訪問支援

【現状及び今後の動向】

平成 27 年 4 月に開始したサービスです。現在、市内で保育所等訪問支援を実施している事業所は発達支援センターおひさまを始め 3 か所あります。児童の発達の状況及びニーズを的確に把握していくことが必要です。

【実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
人／月	6	9	3	11	12	13
人日／月	10	14	4	17	18	19

市内事業所数 3 か所（令和 2 年 9 月末現在）

※各年度は 1 か月あたりの平均値、令和 2 年度は 4 月から 9 月までの平均値

※人／月は、実利用人数

【見込みの確保方策等】

○自立支援協議会発達支援部会等を通じて情報を共有し、障がい児を支援する事業所と各関係機関との連携を図るとともに、児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切なサービスを提供します。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

【現状及び今後の動向】

圏域や近隣自治体の動向を注視し、ニーズを的確に把握したうえで、事業所と連携して適切にサービスを提供していく必要があります。

【実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
人／月	0	0	0	1	1	1
人日／月	0	0	0	5	5	5

市内事業所数 0 か所（令和 2 年 9 月末現在）

※各年度は 1 か月あたりの平均値、令和 2 年度は 4 月から 9 月までの平均値

※人／月は、実利用人数

【見込みの確保方策等】

○児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、市内外の事業所と連携して適切なサービスを提供します。

(6) 障害児相談支援

【現状及び今後の動向】

現在、市内には指定障害児相談支援事業所が6か所あります。全てのサービス利用希望者が適切にサービスを利用できるよう、障害児相談支援を実施します。障害児通所支援の利用希望の増加に伴い、件数は今後も増加していく見込みです。

【実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	人/月	53	58	71	76	85	94
	実人数/年	227	264	285	344	384	424
セルフプラン	人/月	11	9	8	3	1	1

市内事業所数6か所（令和2年9月末現在）

※各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの平均値

※人/月は、実利用人数

【見込量の確保方策等】

- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、各児童の発達状況に合った計画を提供します。
- 自立支援協議会発達支援部会等を通じて情報を共有し、障がい児を支援する事業所と各関係機関との連携を図ります。

2 重症心身障がい児と医療的ケア児への支援体制

(1) 重症心身障がい児への支援体制

【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

現在、重症心身障がい児を支援する事業所は市内に3か所あります。今後も市内の事業所のみならず、市外の事業所とも連携して支援体制を確保します。

(2) 医療的ケア児への支援体制

【医療的ケア児等コーディネーターの役割】

医療的ケア児が地域において必要な支援を受けながら、安心して暮らしていけるよう、多様化する医療的ケア児のニーズを的確に把握し、関係機関との総合調整を行い支援します。

【医療的ケア児等コーディネーターの配置】

保健・福祉それぞれの分野に幅広く対応するため、医療的ケア児等コーディネーターを保健センターと障がい者相談支援センターに引き続き各1名配置します。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場】

自立支援協議会発達支援部会を、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携するための協議等の場として活用します。

また、知多障害保健福祉圏域会議子ども部会や大府市子ども・子育て会議等においても、各関係機関と協議を行います。

【確保方策等】

個別にケース会議を実施するなど、医療的ケア児に対する支援を、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と医療的ケア児等コーディネーターが連携して支援します。

3 子ども・子育て支援

障がい者手帳及び医師の診断の有無に関わらず、心身の発達が気になる児童も増加傾向にあり、同様に今後も増加が見込まれています。

(1) 各施設における心身の発達が気になる児童の受入状況

ア 保育所

現在、市内に公立保育所が12か所、民間保育所が15か所あります。公立保育所では、心身の発達が気になる児童3人に対して1人の加配保育士を配置して対応していますが、民間保育所では、各園によって対応が異なっています。

【受入状況の実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人/月	125	119	126	136	146	156

市内施設数27か所（令和2年9月末現在）

※各年度4月の実績と見込み

【見込量の確保方策等】

- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切なサービスを提供します。
- 地域の実情を踏まえながら、公立と民間が連携し、受入体制を見直します。
- 民間保育所における障がい児等の保育への支援を実施します。

イ 幼稚園

現在、市内に幼稚園は2か所ありますが、各園によって、心身の発達が気になる児童の受入や対応状況が異なっています。

【受入状況の実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人/月	9	12	13	13	13	12

市内施設数2か所（令和2年9月末現在）

※各年度4月の実績と見込み

【見込量の確保方策等】

- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切なサービスを提供します。
- 地域の実情を踏まえながら、現に実施している体制を推進します。

ウ 認定こども園

現在、市内に認定こども園は3か所ありますが、各園によって、心身の発達が気になる児童の受入れや対応状況が異なります。

【受入状況の実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人/月	4	2	2	2	2	2

市内施設数3か所（令和2年9月末現在）

※各年度4月の実績と見込み

【見込量の確保方策等】

- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切なサービスを提供します。
- 地域の実情を踏まえながら現に実施している体制を推進していきます。
- 認定子ども園における障がい児等の保育への支援を実施します。

エ 放課後クラブ

現在、市内には公立の放課後クラブが9か所、民間の放課後クラブが3か所あります。公立の放課後クラブでは、心身の発達が気になる児童2人に対して1人の加配指導員を配置して対応していますが、民間の放課後クラブでは、各クラブによって対応が異なります。

令和2年10月からは、民間事業者が持つノウハウを取り入れて、質の高いサービスを提供するため、共和西放課後クラブの運営の業務委託を開始しました。

【受入状況の実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人/月	62	59	84	93	94	93

市内施設数12か所（令和2年9月末現在）

※各年度4月の実績と見込み

【見込量の確保方策等】

- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切なサービスを提供します。
- 地域の実情を踏まえながら公立と民間が連携し、現に実施している体制を推進します。

(2) 障がい児の保護者支援

本市では、公立保育園や放課後クラブに加配の保育士や指導員を配置しています。放課後クラブ指導推進員が各放課後クラブや指導員に対して指導や相談を行い、受け入れる体制を整えることで、心身の発達が気になる児童の放課後の居場所を確保しています。

また、大府市就業支援センターワークプラザおおぶでは、職業相談員による職業紹介や職業相談と、市の生活支援サービスの窓口案内や情報提供を行っています。

障がい児の発達状況に応じて適切な療育、保育又は教育を提供するため、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、保育園と連携を図り、就労を希望する保護者にとって働きやすい環境の整備に努めます。

ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動の客観的な理解の仕組みを学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものです。

市の保育士及び外部講師を招き、親子を対象として年12回の研修会を実施しています。

【受講者数の実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人	52	42	0	48	48	48

※令和2年度は4月から9月までの実績値

イ ペアレントメンター

ペアレントメンターとは、自らも発達障がい児の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供します。今後はペアレントメンターの周知を図ります。

【ペアレントメンターの実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は4月から9月までの実績値

ウ ピアサポート活動

当事者同士の活動として保護者が抱えている不安や悩みを、障がい児の子育てを経験した保護者に体験を話してもらうことで、現に子育てに困っている家族に対する共感的なサポートを行います。

本市では、発達支援センターにおいて定期的に保護者が集まり、座談会やグループワークを開催しているほか、発達支援センター以外でも保護者等の団体がピアサポート活動を実施しています。

【発達支援センターにおける参加人数の実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人	30	30	30	30	30	30

※令和2年度は4月から9月までの実績値

(3) 今後の取組

心身の発達が気になる児童が、児童発達支援や保育所等訪問支援等の障害児通所支援の利用などにより住み慣れた環境で暮らしていけるよう、市内外の関係機関が連携して支援するために、ネットワークの強化を図ります。

4 心身の発達が気になる児童への支援体制

(1) これまでの取組

【早期発見・早期支援のための取組】

市内に発達支援センターを2か所設置していることは、同規模の地方公共団体では先進的な取組です。

また、本市では発達の遅れの早期発見による適切な療育や、保護者への支援に対するニーズに対応するため、発達が気になる未就学児に対して、発達支援センターおひさまの早期療育、子どもステーションの親子育成支援事業「ジョイジョイ」など、本市独自の取組を実施しています。

【子どもから大人までの一貫した相談支援体制】

現在、大府市ふれ愛サポートセンター「スピカ」内に障がい者相談支援センターを設置し、子どもから大人まで一貫してワンストップでの相談支援を実施しています。また、児童の発達に応じて、各関係機関と連携してライフステージごとに応じた支援を実施しています。

(2) 今後の取組

発達支援センターおひさま、発達支援センターみのり、指定障害児相談支援事業所、保健センター等の関係機関が連携して、発達の遅れを早期発見するため、児童の発達に応じた様々な支援を引き続き実施します。

その他にも、自立支援協議会発達支援部会等を通じて情報を共有し、支援のために各関係機関との連携を図ります。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の支援の提供体制の整備等については、国の基本指針では次のように示されています。

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- ・令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本市の状況】

項目	実績
児童発達支援センターの設置	市内2か所に設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	市内3か所で実施済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	市内2か所で実施済
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市内2か所で実施済
医療的ケア児支援のために関係機関の協議の場の設置	自立支援協議会発達支援部会で実施済
医療的ケア児等コーディネーターの配置	2名配置済

第 10 章 第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉 計画期間中の取組

第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画期間中の取組 事項

年 度	取組事項
平成 30 年度	訪問入浴事業の利用回数の変更（増加）を実施
	市役所に手話通訳者を配置
	ヘルプマークの配布を開始
	日中一時支援の年齢要件を廃止
	自立支援協議会内に医療的ケア児に関する協議の場を設置
	自立支援協議会内に当事者交流に関する協議の場を設置
	自立支援協議会研修会にて人材育成・防災に向けた取組を実施
	大府市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定
	発達支援センターみのりを開所
	パラアートおおぶを開催
令和元年度	自立支援協議会発達支援部会にて保育園、幼稚園の合同研修を実施
	大府市手話言語条例を制定
	自立支援協議会にて当事者交流会を実施
	自立支援協議会内に相談支援体制に関する協議の場を設置
	発達支援センターおひさまの早期療育を拡充
	自立支援協議会発達支援部会にて医療的ケア児の支援に関する研修を実施
令和 2 年度	自立支援協議会にて保育園、幼稚園の合同研修を実施
	喀痰吸引研修の受講費補助の実施
	個別給付型地域活動支援センター事業の実施
	手話奉仕員養成講座の講師の交通費補助の実施
	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため障がい福祉施設へマスク・ガウン、医療的ケアのある障がい児者にアルコール消毒液を配布

資料編

1 策定の体制

策定の体制

【大府市自立支援協議会 全体会 委員名簿】

(敬称略)

分野	所属名等	氏名
医療関係機関	大府市医師代表 大府こころのクリニック	櫻井 政仁
	あいち小児保健医療総合センター	秋津 佐智恵
	特定医療法人 共和病院	森田 智也
学識経験者	日本福祉大学 社会福祉学部	木全 和巳
相談支援事業者	医療法人共和会 相談支援事業所みらい	平野 みずえ
	株式会社ジェネラス こども発達支援リ・ハビリ初音	金子 満寛
障害福祉サービス事業者	社会福祉法人大府福祉会 あけびの実	鈴木 悦彦
	社会福祉法人大府福祉会 あけび苑	平林 政明
	社会福祉法人仁至会 サンサン大府	塚本 鋭裕
	社会福祉法人憩の郷 多機能型事業所ライム	◎杉原 直樹
	社会福祉法人憩の郷 ワーキングスペースおおぶ	朝熊 清花
	社会福祉法人愛光園 障がい者活動センター愛光園	松澤 賢治
	社会福祉法人愛光園 就職トレーニングセンター	辻 孝志
企業	大府市障がい者雇用事業所連絡協議会 有限会社 矢田化学工業	中本 和則
障がい当事者団体	大府市身体障がい者福祉協会	大平 長治
	大府市手をつなぐ育成会	薄井 秀人
	大府地域家族会かざぐるま会	西原 民枝
	肢体不自由児(者)父母の会 いろは	大塚 良孝
地域	民生児童委員 障がい者部会	成田 孝枝
権利擁護関係機関	知多地域成年後見センター	○今井 友乃
保健関係機関	愛知県知多保健所	伊藤 博美
教育関係機関	大府もちのき特別支援学校	鳥山 淳
雇用関係機関	刈谷公共職業安定所	福島 洋子
福祉関係機関	知多児童・障害者相談センター	奥村 翼
	発達支援センターおひさま	東 千恵子

◎は会長 ○は副会長

【大府市自立支援協議会 計画策定部会 部会員名簿】

(敬称略)

所属名等	氏名
社会福祉法人大府福祉会 あけび苑	◎平林 政明
社会福祉法人愛光園 障がい者活動センター愛光園	○松澤 賢治
当事者（身体障がい者）	宮野 康幸
大府市手をつなぐ育成会	薄井 秀人
社会福祉法人愛光園 就職トレーニングセンター	辻 孝志
医療法人共和会 相談支援事業所みらい	平野 みづえ
発達支援センターみのり	水上 和江
大府市障がい者相談支援センター	安井 孝嗣

◎は部会長 ○は副部会長

【大府市自立支援協議会 発達支援部会 部会員名簿】

(敬称略)

所属名等	氏名
発達支援センターおひさま	◎東 千恵子
発達支援センターみのり	○水上 和江
肢体不自由児（者）父母の会 いろは	大塚 良孝
あいち小児保健医療総合センター	秋津 佐智恵
至学館大学附属幼稚園	鈴木 恵子
ひいらぎ特別支援学校	廣瀬 智美
株式会社ジェネラス こども発達支援 リ・ハビリ初音	宮地 孝一
医療法人社団明照会 大府あおぞら有床クリニック	林 由紀
大府市教育委員会	有賀 美智留
大府市役所 保育課	山口 良志恵
大府市役所 健康増進課	青山 沙呼子

◎は部会長 ○は副部会長

2 策定の経過

年 月 日	内 容
令和2年 5月14日	第1回 自立支援協議会全体会
令和2年 6月 3日	第1回 計画策定部会（書面開催） 第5期障がい福祉計画の進捗状況の確認 第6期障がい福祉計画策定スケジュール、意見交換
令和2年 6月23日	第2回 計画策定部会 第6期障がい福祉計画（案）について
令和2年 6月30日	第1回 発達支援部会（書面開催） 第1期障がい児福祉計画の進捗状況の確認 第2期障がい児福祉計画策定スケジュール、意見交換
令和2年 7月22日	第3回 計画策定部会 第6期障がい福祉計画（案）について
令和2年 8月19日	第4回 計画策定部会 第6期障がい福祉計画（案）について
令和2年 8月20日	第2回 発達支援部会 第2期障がい児福祉計画（案）について
令和2年 9月17日	第2回 自立支援協議会全体会
令和2年12月19日 ～令和3年 1月19日	パブリックコメント
令和3年 2月17日	第3回 自立支援協議会全体会
令和3年 3月10日	第5回 計画策定部会 第6期障がい福祉計画(案)について

第6期大府市障がい福祉計画・第2期大府市障がい児福祉計画

策 定 令和3年3月

発 行 大府市 福祉子ども部高齢障がい支援課、子育て支援課（障がい児福祉計画分）

T E L 0562-45-6289、0562-45-6229（障がい児福祉計画分）

F A X 0562-47-3150

メール kourei-shougai@city.obu.lg.jp、kosodate@city.obu.lg.jp（障がい児福祉計画分）